

## 2 納税組合運営費補助金の見直しについて（案）

納税組合運営費補助金は、146 納税組合が補助金の交付対象となっていますが、運営費補助金の継続の必要性及び納税貯蓄組合法に係る補助金交付のあり方等行革プランで見直しの対象としています。これまで納税貯蓄組合連合会総会及び三役会で説明し、意見交換をしております。来年度運営費補助金の見直しを行う予定です。

### （1）納税貯蓄組合の現況

組合数：146 組合（63 自治会中 53 自治会、町内世帯の約 70% 3,595 世帯）

※町税等納税義務者の組合加入率：58.1%

大栄地区：117 組合、自治会の班単位が主（33 自治会中 27 自治会）

1 組合が 66 世帯から数世帯で組織

北条地区：29 組合、自治会単位が主（30 自治会中 26 自治会）

1 組合が 125 世帯から数世帯で組織

### （2）納税貯蓄組合のメリット

ア 納税意識の高揚が図られます。

会報、広報誌の発行、中学生の「税の作文」、「習字」の作品募集依頼等。

イ 納期内納税の推進が図られます。

ウ 口座振替の推進が図られます。

### （3）納税貯蓄組合のデメリット

ア 運営費補助金の使途及び会計の明朗化が必要です。

※納税貯蓄組合法に基づく適正な事務補助金の設定やあり方について検討の必要性が生じています。

イ 組合員外への補助金はなく、公平性が失われています。

ウ 集金のトラブルや個人のプライバシー保護（個人情報保護）の面で、誓約書の提出未提出に関わらず問題があります。

参考：誓約書有 70 組合、誓約書無 76 組合

※ 誓約書の提出により、個人の納税額や収納状況をお知らせしています。

~~エ 組合員が数名で組織されている組合があります。~~

### （4）その他参考事項

ア 納税組合の納付率（納期限内）：4 税 96.1%（H19 年度実績）

町全体の納付率（決算時）：4 税 97.8%（H19 年度実績）

イ 納税組合納税者の口座振替普及率：全体 75.9%、4 税 77.7 %

町全体の納税者の口座振替普及率：全体 67.4%、4 税 68.9 %

※口座振替普及率は、77.7 %となっています。口座振替手数料（1 件：10 円で金融機関に支払い）と納税組合運営費補助金とに重複している部分があります。

ウ H20 年度納税組合運営費補助金（実績）

9,745 千円：税務課（3 税分） 5,847 千円、健康福祉課（国保分） 3,898 千円

内訳

基準額 3,000 円（100％） : 476 戸×36 組合＝1,428,000 円

基準額 2,700 円（80％～100％未満）：2,970 戸×103 組合＝8,019,000 円

基準額 2,000 円（80％未満） : 149 戸×8 組合＝298,000 円

※H21 年度予算：10,117 千円：

内訳：税務課（3 税分） 6,070 千円、健康福祉課（国保分） 4,047 千円

エ 北栄町版「事業仕分け」

開催日時：平成 21 年 10 月 21 日（水）午前 9 時 50 分～午後 3 時 45 分

開催場所：北栄町役場大栄庁舎第 2・3 会議室

評価者等：コーディネーター、評価者 6 名（内、町民有識者 3 名）

事業仕分け：8 事業（内、税務課「納税組合運営費補助金」）

仕分け結果：不要 6 → 評価者判定：不要

各評価者のコメント

☆補助金の適正利用ができていない。口座振替率が高いので、コストの安い口座振替に移行していくべき。

全国的な動向、止めた場合の影響を調査し、説明すべき。また、コミュニティ維持の補助であれば、別の事業を検討すべき。

☆コミュニティ維持は理由にならない。廃止し別施策に使えばよい。

補助金継続にあたっては、事務費を適正に取扱うべき。監査実施が 4 組合とは、余りに少ない。

☆公平性や不透明性が大きく、やめたほうがメリットが大きい。

☆口座振替率 77％あり、組合が無くても継続できる。滞納整理対策を別途強化、個人情報保護対策、徴収事務のシンプル化をすべき。

☆加入者と非加入者との平等性が失われている。補助金の使途が問題。口座振替が増加し、納税組合の意義は終わっている。

☆不公平感がある。組合加入でも納税率は変わらないようなら不要。

口座振替を推進する方向で廃止し、地域の一体感は別の事業で対応すべき。

コーディネーターのコメント

☆メリットが感じられず、かえってデメリットが見られる。組合によるプライバシーの問題は軽視できない。

オ 納税貯蓄組合法

補助金交付使途：組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料、その他欠くことができない事務費。但し、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。また、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。